新潟県ＳＤＧｓ推進企業登録制度に関するＱ＆Ａ

最終更新：令和８年６月 26 日

※登録申請の各様式の記載方法は、「登録申請の手引き」を参照してください。

＜新潟県ＳＤＧｓ推進企業登録制度について＞

Ｑ１　この制度の目的は何ですか。

Ａ１　ＳＤＧｓの達成に向けた取組を積極的に行う県内企業等を登録し、その取組を広く周知することにより、ＳＤＧｓに取り組む県内企業等の裾野を拡大するとともに、県内企業等におけるＳＤＧｓ推進の機運醸成や付加価値の向上、競争力強化などを図ることで、県内企業等におけるＳＤＧｓの普及を促進することを目的としています。

これまで、県のＳＤＧｓ推進企業登録制度としては、対象を建設業に限った「新潟県ＳＤＧｓ推進建設企業登録制度」がありましたが、ＳＤＧｓの意義を踏まえ、裾野を広げてあらゆる業種の企業等まで登録の対象を広げる本制度を創設しました。

Ｑ２　企業がＳＤＧｓの達成に取り組む意義はどのようなものですか

Ａ２　ＳＤＧｓは特定の主体の活動により実現するものではなく、行政、企業、各団体、個人において、その目標達成に向けた取組が進められるものです。

そして、ＳＤＧｓの達成に向けた取組が、企業にとっての持続可能性を高めることにつながり得るようになってきており、ＳＤＧｓの普及とともに、市場や取引先からのニーズとして、ＳＤＧｓへの対応が求められるようになってきています。

令和２年３月，　環境省，「すべての企業が持続的に発展するために　－　持続可能な開発目標（ＳＤＧｓエスディージーズ）活用ガイド　－　［第２版］」抜粋
https://www.env.go.jp/policy/sdgs/

Ｑ３　登録を受けることによってどのような効果が期待できますか。
また、登録のメリットはなんですか。

Ａ３　登録企業がＳＤＧｓ達成に向けた取組を進めＳＤＧｓにいがたホームページや自社のホームページ等でその取組を広く広報することにより、次の効果が期待できると考えています。

・企業イメージの向上
・従業員の労働意欲向上
・入職希望者の増加
・販路拡大
・経営リスクマネジメント 等

また、登録事業者は、次ページのメリットを受けることができます。

※　県内に主たる営業所を有する事業者に限るメリットなど、細かい要件がある場合もありますので、詳細は各制度をご確認ください。

※　各種メリットは、本制度の趣旨に応じて、各制度において、本制度登録事業者にメリットを与えることとしているものですので、予告なく変更される場合もあります。ご承知おきください。

【本制度のメリット】

1	**登録証の交付**	新潟県ＳＤＧｓ推進企業に登録されたことを**証明する登録証を交付**
2	**ロゴマークの使用**	新潟県宣伝課長「トッキッキ」が入った**本制度専用のロゴマークを使用可能**（商用目的不可）
3	**ＳＤＧｓにいがたホームページ等への掲載によるＰＲ※**	登録企業をＳＤＧｓ推進官民プラットフォーム**「ＳＤＧｓにいがた」の WEB サイト等で紹介**
4	**県建設工事入札参加資格審査加点**	**県建設工事入札参加資格審査**において一定の要件を満たすと**加点対象**　※県内に主たる営業所を有する場合に限る
5	**地域貢献地元企業の認定要件として設定可能**	地域保全型工事の指名競争入札の指名対象となる**地域貢献地元企業の認定要件として設定可能**　※県内に主たる営業所を有する場合に限る
6	**県物品調達優遇**	**少額随意契約の契約の相手方**となるよう努める。 **指名競争入札の指名業者に追加選定**するよう努める。
7	**「新潟企業情報ナビ」企業ページで本制度ロゴが掲載可能**	県が運営する企業情報サイト**「新潟企業情報ナビ」**において、**企業ページに本制度のロゴマークを掲載可能** ※サイトへの企業情報登録には別途手続が必要です。
8	**魅力ある職場づくり応援資金**	働き方改革等に取り組む企業を後押しする**県制度融資が利用可**　※別途金融機関の審査があります。
9	**クローズドマートの利用**	登録企業の従業員はクローズドマート（賞味期限が近い食品等を販売する EC サイト）の利用が可能 ※利用にあたっては、別途手続が必要です。

【※ＳＤＧｓにいがたとは】

新潟県内におけるＳＤＧｓの理念の実現に寄与するために、新潟県内の産・官・学・民によるＳＤＧｓの達成に向けたあらゆる活動を支援・推進するプラットフォームを構築・運営しており、新潟県も構成員として活動しています。

【制度の詳細照会先】

1	**登録証の交付**	一般社団法人地域創生プラットフォームＳＤＧｓにいがた（県事業受託団体） 電話：025-385-7473 メール：sdgs@niigata-nippo.co.jp
2	**ロゴマークの使用**	「新潟県ＳＤＧｓ推進企業登録制度ロゴマーク使用要領」をご確認ください。 【県 HP】 https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/seisaku/niigata-sdgs-tourokuseido-logo.html
3	**ＳＤＧｓにいがたホームページ等への掲載によるＰＲ※**	一般社団法人地域創生プラットフォームＳＤＧｓにいがた（県事業受託団体） 電話：025-385-7473 メール：sdgs@niigata-nippo.co.jp 【一般社団法人地域創生プラットフォームＳＤＧｓにいがた HP】 https://sdgs-niigata.net/portal/
4	**県建設工事入札参加資格審査加点**	新潟県土木部監理課　建設業室 電話：025-280-5386
5	**地域貢献地元企業の認定要件として設定可能**	新潟県土木部監理課　建設業室 電話：025-280-5386
6	**県物品調達優遇**	出納局会計検査課調達契約係 電話：025-280-5490 メール：ngt190030@pref.niigata.lg.jp
7	**「新潟企業情報ナビ」企業ページで本制度ロゴが掲載可能**	しごと定住促進課　Ｕ・Ｉターン就業促進班 電話：025-280-5635 メール：ngt050050@pref.niigata.lg.jp
8	**魅力ある職場づくり応援資金**	地域産業振興課　金融係 電話：025-280-5240 メール：ngt050100@pref.niigata.lg.jp
9	**クローズドマートの利用**	株式会社ファーストクラス 電話：03-6325-8000 メール：cloma@firstclass-inc.jp

Ｑ４　「新潟県ＳＤＧｓ推進建設企業登録制度」に登録しているのですが、この登録は新制度に引き継がれますか？また、「新潟県ＳＤＧｓ推進建設企業登録制度」の登録はどうなりますか？

「新潟県ＳＤＧｓ推進建設企業登録制度」（以下「旧制度」）は、これまで建設業のみを対象としていたものですが、今回の「新潟県ＳＤＧｓ推進企業登録制度」（新制度）は、業種にとどまらず重要なＳＤＧｓの概念を踏まえ、その裾野を広げることを目的として創設しています。

旧制度の新規登録申請は令和８年６月 30 日をもって終了します。

令和８年８月１日までに旧制度の申請または更新の申請を行った者は、３年間（令和 11 年８月１日まで）は、自動的に新制度の登録企業として、旧制度の範囲でメリットを受けることができますが、新制度は登録メリットが拡充されていますので、期限までの新制度への完全移行をご検討ください。

なお、期限や新制度移行までの間、旧制度登録事業者の報告、変更、辞退の手続は旧制度の手続によりますので、登録申請を除き、この手引きの手続は発生しません。

【ポイント💡】

- **旧制度登録事業者は、３年間（令和 11 年８月１日まで）は、新制度の登録事業者となる。**
- **ただし、メリットの範囲は、今まで旧制度で受けていた範囲**
- **新制度のメリット全てを受けたい場合には、改めて新制度の登録申請が必要**
- **旧制度のメリットの範囲であっても、３年間の移行期間を過ぎると、登録事業者ではなくなってしまうため、引き続き登録事業者となるためには、旧制度の登録有効期限までに新制度の登録手続を経る必要がある。**

新潟県SDGs推進建設企業登録制度（旧制度）の移行イメージ

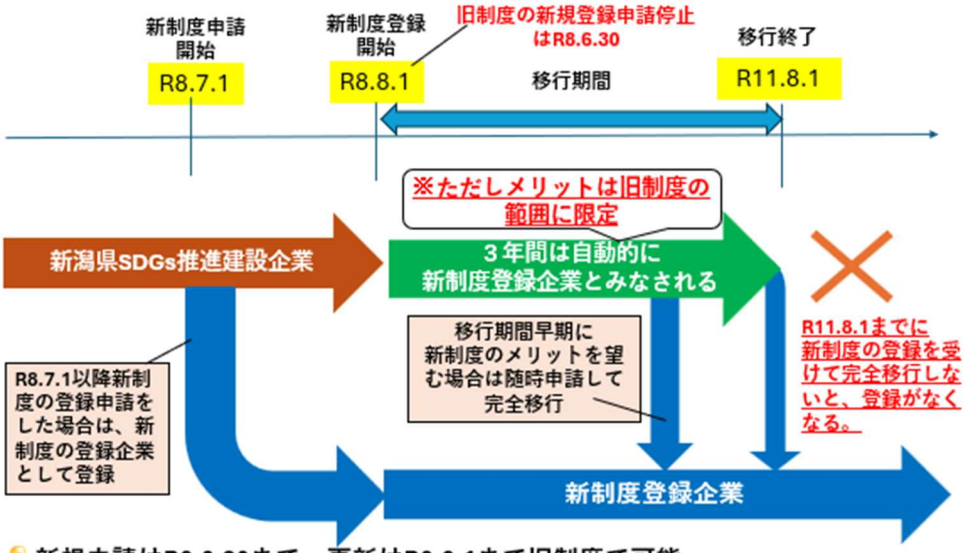

- 新規申請はR8.6.30まで、更新はR8.8.1まで旧制度で可能
- 移行期間中は旧制度の更新申請の手続は不要（R8.8.1時点で旧制度の登録を受けている者は、その有効期限をR11.8.1までとする）
- 完全移行（新制度に申請し、新制度の登録を受ける）までは、変更・進捗報告・辞退・取消しの手続きは、従前どおり旧制度で実施

※旧制度登録事業者のメリットの範囲

新制度のメリットと、旧制度登録事業者のメリットの関係は以下のとおりとなります。

1	**登録証の交付**	旧制度の登録証がそのまま新制度の登録証となります。 新規の発行は行いません。
2	**ロゴマークの使用**	完全移行までの間、旧制度ロゴと新制度ロゴの併用が可能　※次ページ参照
3	**ＳＤＧｓにいがたホームページ等への掲載によるＰＲ**	登録企業をＳＤＧｓ推進官民プラットフォーム**「ＳＤＧｓにいがた」のWEBサイト等で紹介** ※旧制度ＨＰのリンクを「ＳＤＧｓにいがた」のWEBサイトに掲載
4	**県建設工事入札参加資格審査加点**	**県建設工事入札参加資格審査**において一定の要件を満たすと**加点対象**　※県内に主たる営業所を有する場合に限る
5	**地域貢献地元企業の認定要件として設定可能**	地域保全型工事の指名競争入札の指名対象となる**地域貢献地元企業の認定要件として設定可能**　※県内に主たる営業所を有する場合に限る
6	**県物品調達優遇**	適用なし
7	**「新潟企業情報ナビ」企業ページで本制度ロゴが掲載可能**	適用なし
8	**魅力ある職場づくり応援資金**	適用なし
9	**クローズドマートの利用**	適用なし

【新潟県ＳＤＧｓ推進建設企業登録制度登録事業者の使用可能ロゴ】

①完全移行前（R8.8.1～R11.8.1）　※移行期間満了前に、新制度に申請して登録を受けた場合は②

旧制度ロゴ

新制度ロゴ

②完全移行後

※原則新制度ロゴで統一することになりますが、旧制度のロゴで簡単に差替えができない物品を作っていれば、当分の間は使用を認めます。

＜登録要件について＞

Ｑ５　自社で行っている取組が、環境・社会・経済の３側面のうちどこに該当するか、どのように判断すればよいでしょうか。（様式第２号）

Ａ５　様式第３号を目安に判断をお願いします。
　なお、取組内容によっては、関係が深いゴールが複数あることなどにより、複数の側面にあてはまることが考えられます。その場合は、最も関わりの深いものの欄に記載してください。

Ｑ６　環境・社会・経済の全てに該当する取組を行っている場合、１つのみの記載でよいでしょうか。（様式第２号）

Ａ６　必ず３側面それぞれにつき１つ以上の取組を記載していただくことが登録要件となります。環境・社会・経済のうち、複数の分野に該当する取組については、最も関わりの深いものの欄に記載してください。

Ｑ７　〇〇という取組をしていますが、認められますか

Ａ７　登録要件（ＳＤＧｓ達成に向けた取組が示してあるか）の確認は行いますが、本制度は認証制度ではないので、取組内容についての認証や目標値の水準の審査は原則行いません。（企業規模や現在の取組状況により水準に差異が出るものと考えられます）自社の状況を踏まえ、社内でＳＤＧｓ推進について検討した内容で申請してください。

Ｑ８　どのような指標としたら良いでしょうか。

Ａ８　取組の進捗状況を明確にするために、指標の設定を登録要件としています。以下の点を踏まえ設定してください。

- 記載した取組のいずれかに関連する指標としてください。
- 可能な限り数値目標としてください。
- レベルや妥当性の審査は原則行いませんが、ＳＤＧｓの趣旨を踏まえた前向きな目標としてください。

Ｑ９　様式第２号の「その他」に該当する取組を行っていない場合は、登録されませんか。

Ａ９　「その他」欄は、環境・社会・経済のいずれにも当てはまらない取組を記載していただく欄となります。

登録要件ではありませんので、未記載で申請しても登録を受けることができます。

Q10　自社ホームページがない場合は登録されないのでしょうか。（進捗状況の報告関係）

A10　ＳＤＧｓ達成に貢献する県内企業と取組を広く県民に知ってもらうため、不特定多数の方が見ることができる媒体での情報発信を必須要件としています。自社ホームページがない場合は、SNS(Facebook、Instagram 等)での公表でも差支えありませんが、それらのいずれでも情報発信を行っていない場合は、登録要件を満たしませんので、ご留意ください。

なお、SNS で発信する場合は、投稿数によってはＳＤＧｓ推進に関する投稿が埋もれてしまう恐れがありますので、投稿をトップに固定する等、わかりやすい情報発信に努めていただくようにお願いします。

ＳＤＧｓ達成に向けた積極的な取組状況を発信することは、イメージアップ等にもつながると思われますので、積極的に情報発信していただければ幸いです。

Q11　ホームページの公表にあたっては、ＳＤＧｓの専用ページを作成する必要がありますか。

A11　記載内容が登録要件を満たしていれば、必ずしも専用のページを作成する必要はなく、例えば「お知らせ」への掲載や会社概要ページへの追記等でも登録要件は満たします。ただし、ＳＤＧｓ達成に向けた積極的な取組状況を発信することは、イメージアップ等にもつながると思われますので、効果的な情報発信となるように掲載方法をご検討いただければ幸いです。

＜申請について＞

Q12　どのように申請を行えばよいですか。

A12　ＳＤＧｓにいがたの特設ページから申請が可能です。

URL：https://sdgs-niigata.net/portal/

申請はWEBフォームに所定事項を入力した上で、必要書類（様式第１号～第４号）を添付して提出することで行う電子申請となります。
様式の書き方や申請方法の詳細は、「登録申請の手引き」をご参照ください。

Q13　手書きの申請書を郵送又は持参で申請することはできますか

A13　郵送や持参での申請は受け付けていません。
ＳＤＧｓにいがたの特設ページから申請をお願いします。

URL：https://sdgs-niigata.net/portal/

Q14　主たる営業所が県外にありますが、新潟県内の支社においてＳＤＧｓ活動を行っている場合は申請できますか。

A14　申請できます。申請は、営業所単位ではなく、主たる営業所（本社）の名前で行ってください。

Q15　県内に複数の営業所がある場合、申請はどのように行えばよいでしょうか。

A15　複数の営業所がある場合であっても、１社につき１登録と取り扱います。従業員数や 2030 年に向けた指標の値等は、全ての営業所の合計値を記載してください。

Q16　申請にあたり、費用は必要ですか。

A16　無料です。

Q17　申請はいつから可能ですか。

A17　令和８年７月１日から随時受け付けています。

＜その他＞

Q18　登録期間の途中で指標を変更することはできますか。

A18　３年間の登録期間の途中で指標を変更することはできません。更新申請の際に指標項目や目標値の変更が可能です。

Q19　登録ロゴマークを自社商品に使用してよいでしょうか。

A19　営利目的での使用は認めていません。登録企業であることや登録制度のＰＲに資する目的に限り、使用が認められます。具体的には、企業のホームページ、パンフレット、名刺等における使用を想定しています。登録された際、ロゴマークデータと併せてロゴマークの使用要領をお送りしますので、確認の上使用していただくようお願いします。